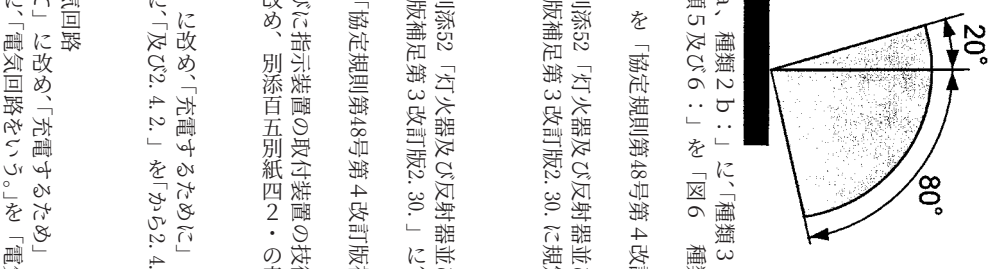
図2　種類1、1a及び1b（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員が10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5t以下のものに備える方向指示器のうち、その基準軸方向の見かけの表面の下縁の高さが地上750mm未満となるように取り付ける場合の当該方向指示器の基準軸を含む水平面より下方の最小角）：



別添七十二1別紙1中「種類2a、種類2b：」を「図3　種類2a、種類2b：」に、「種類3：」を「図4　種類3：」に、「種類4：」を「図5　種類4：」に、「種類5及び6：」を「図6　種類5及び6：」に改める。

別添七十二1別紙2中「協定規則第48号第4改訂版補足第2改訂版」を「協定規則第48号第4改訂版補足第3改訂版」に改める。

別添七十七4・2・1・2・中「次の限界内であること：」を「別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.30.又は協定規則第48号第4改訂版補足第3改訂版2.30.に規定された赤色の範囲内であること。」に改め、

「黄色方向の限界y≦0.335
紫色方向の限界z≦0.008」

を削る。

別添七十七別紙2・1・1・中「本技術基準の4.2.1.2.」を「別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.30.又は協定規則第48号第4改訂版補足第3改訂版2.30.」に、「3色度座標の限界内」を「色度範囲内」に改める。

別添百16・中「協定規則第48号第4改訂版補足第2改訂版」を「協定規則第48号第4改訂版補足第3改訂版」に改める。

別添百五別紙四2・中「表1」を「別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.30.又は協定規則第48号第4改訂版補足第3改訂版2.30.」に改め、別添百五別紙四2・の表1を削る。

別添百五別紙六1・3・中「の表1及び表2」を削る。

別添百十二2・4・中「外部電源により」を「外部電源に接続して」に改め、「充電するために」の下に「主として」を加え、「充電時」を「外部電源に接続している時」に、「及び2.4.2.」を「から2.4.3.」に改める。

別添百十二2・4・2・の次に次のように加える。

2.4.3.　2.4.1.及び2.4.2.の電気回路に直流電気的に接続された電気回路

別添百十一2・5・中「外部電源により」を「外部電源に接続して」に改め、「充電するため」の下に「主として」を加え、「充電時」を「外部電源に接続している時」に、「電気回路をいう。」を「電気回路であり、以下の2.5.1.から2.5.3.に掲げるものを含むものをいう。」に改める。

別添百十一2・5・の次に次のように加える。

2.5.1.　車両インレット（外部電源と接続する車両側の部分をいう。）

2.5.2.　車両インレットと動力系との間のワイヤハーネス及びコネクタ等

2.5.3.　2.5.1.及び2.5.2.の電気回路に直流電気的に接続された電気回路

附　則

この告示は、平成二十一年十月二十四日から施行する。

○国土交通省告示第千百十三号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十八条及び第六十七条の二の規定に基づき、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年十月二十三日　　国土交通大臣　前原　誠司

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第十五項中「平成二十三年十月三十一日以前に製作された自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員十人未満のもの（第一項第三号から第五号までの自動車を除く。）以下この項において同じ。）及び平成二十三年十一月一日から平成二十五年十月三十一日までに製作された自動車のうち平成二十三年十一月一日以降に型式の指定を受けた自動車（平成二十三年十月三十一日以前に型式の指定を受けた自動車から、車名、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）については」を「平成二十五年十月三十一日以前に製作された自動車（平成二十三年十一月一日以降に型式の指定を受けた自動車（平成二十三年十月三十一日以前に型式の指定を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）については、」に改める。

第二十九条に次の三項を加える。

11　平成二十一年十月二十三日以前に製作された最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度三十五キロメートル毎時未満の大型特殊自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車及び国土交通大臣が定めるものについては、細目告示第四十二条第二項及び第六項並びに別添五十二4・1・2・及び別添五十二4・2・2・中「協定規則第九十八号補足第十一改訂版」を「協定規則第九十八号補足第十一改訂版」と、「協定規則第百十二号補足第十一改訂版」を「協定規則第百十二号補足第十一改訂版」と読み替えることができる。

12　平成十八年1月1日から平成二十四年十月二十三日までに製作された自動車及び国土交通大臣が定めるものについては、細目告示別添五十二3・27・の規定は、適用しない。

13　保安基準第三十二条第三項、第六項及び第九項並びに細目告示第四十二条第四項ただし書、第七項ただし書、第九項ただし書及び第十項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年十月二十四日から平成二十四年十月二十三日までに法第七十五条の二第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第四改訂版補足第三改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版の規定に適合するものであればよい。

第三十条に次の一項を加える。

12　保安基準第三十三条第三項並びに細目告示第四十三条第二項ただし書及び第三項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年十月二十四日から平成二十四年十月二十三日までに法第七十五条の二第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第四改訂版補足第三改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版の規定に適合するものであればよい。

第三十一条に次の一項を加える。

8　保安基準第三十三条の二第三項及び細目告示第四十四条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年十月二十四日から平成二十四年十月二十三日までに法第七十五条の二第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第四改訂版補足第三改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版の規定に適合するものであればよい。